福井県建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領　新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条～第５条　（略）	第１条　～　第５条　（略）
（共通項目点数） 第６条　共通項目点数は、法第２７条の２９の規定に基づく、告示４(1)および(2)に定める期間の末日の前１年７ヶ月以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評定値とする。	（共通項目点数） 第６条　共通項目点数は、法第２７条の２９の規定に基づく、審査基準日前１年７ヶ月以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評定値とする。
第７条～第１３条　（略）	第７条　～　第１３条　（略）
附　則 １　この要領は、令和７年１１月１日から施行する。 ２　改正後の第６条の規定は、令和８年度を基準年度とする資格審査から適用する。 ３　前２項の規定にかかわらず、令和７・８年度の資格審査については、なお従前の例による。	（追加）
別表１　～　別表９　（略）	別表１　～　別表９　（略）